

山梨県公報

第二百四号

令和三年

七月五日

月 曜 日

目次

告示

○保安林の指定の予定(二件).....	三五七
○家畜伝染病の発生.....	三五七
○道路の区域変更.....	三五八
○都市計画の変更(六件).....	三五八

公告

○令和三年度行政書士試験の実施.....	三五九
○大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見.....	三六三
○大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出(二件).....	三六三
○土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定(四件).....	三六四

人事委員会

○令和三年度山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験の実施について.....	三六五
○令和三年度山梨県職員採用試験(就職氷河期世代)の実施について.....	三七〇

告示

山梨県告示第九十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和三年七月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 保安林の所在場所 南巨摩郡南部町上佐野字大越山一六一の一、一六一の二
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大越山一六一の一(次の図に示す部分に限る。)

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

山梨県告示第九十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和三年七月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 保安林の所在場所 南巨摩郡富士川町最勝寺字平野三一五四の五一から三一五四の五三まで、三一五四の六九から三一五四の七一まで
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字平野三一五四の七一(次の図に示す部分に限る。)
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士川町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

山梨県告示第九十六号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

令和三年七月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生頭数	発生場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	一	北杜市	令和三年六月二十二日

山梨県告示第九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所（身延支所を除く。）において、この告示の日から令和三年七月二十六日まで一般の縦覧に供する。

令和三年七月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三三号
- 三 道路の区域

区間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
南巨摩郡身延町中之倉字登ボシ一六四六番一 地先から 南巨摩郡身延町中之倉字滝脇一五二三番二 地先まで	八・四 四三・八	一三・五 六一・四	一一三〇・一	一一三〇・一

山梨県告示第九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和三年七月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 都市計画の種類 甲府都市計画、峡東都市計画、韮崎都市計画、南アルプス都市計画、笛吹川都市計画、市川三郷都市計画及び富士川都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（甲府盆地七都市計画区域マスタープラン）
- 二 都市計画の変更に係る土地の区域 縦覧に供する図書に明示する部分
- 三 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

山梨県告示第九十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和三年七月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 都市計画の種類 身延都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（身延都市計画区域マスタープラン）
- 二 都市計画の変更に係る土地の区域 縦覧に供する図書に明示する部分
- 三 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

山梨県告示第二百号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和三年七月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 都市計画の種類 富士北麓都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（富士北麓都市計画区域マスタープラン）
- 二 都市計画の変更に係る土地の区域 縦覧に供する図書に明示する部分
- 三 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

山梨県告示第二百一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、

当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和三年七月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 都市計画の種類 都留都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都留都市計画区域マスタープラン）
- 二 都市計画の変更に係る土地の区域 縦覧に供する図書に明示する部分
- 三 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

山梨県告示第二百二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和三年七月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 都市計画の種類 大月都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（大月都市計画区域マスタープラン）
- 二 都市計画の変更に係る土地の区域 縦覧に供する図書に明示する部分
- 三 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

山梨県告示第二百三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和三年七月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 都市計画の種類 上野原都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（上野原都市計画区域マスタープラン）
- 二 都市計画の変更に係る土地の区域 縦覧に供する図書に明示する部分
- 三 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

公 告

● 令和三年度行政書士試験の実施

一般財団法人行政書士試験研究センター理事長から、次のとおり通知があった。
令和三年七月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第四条第一項の規定により山梨県知事から一般財団法人行政書士試験研究センターに委任された行政書士試験について、行政書士試験の施行に関する定め（平成十一年自治省告示第二百五十号）第八に基づき、次のとおり公示する。

令和三年七月五日

一般財団法人行政書士試験研究センター
理事長 多賀谷 一 照

1 試験期日 令和3年11月14日（日）午後1時から午後4時まで

2 試験場所 甲府市大津町2192-8 アイメッセ山梨

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

試験科目	内容等
行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数46題）	憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、令和3年4月1日現在施行されている法令に関して出題します。
行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数14題）	政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行います。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とします。

※ 記述式は、40字程度で記述するものを出題します。

4 受験願書及び試験案内の配布と請求方法

(1) 受験願書及び試験案内の窓口での配布

ア 配布期間 令和3年7月26日（月）から同年8月27日（金）まで

イ 配布場所 次の表に掲げる場所

配布場所	所在地	配布時間	備考
山梨県総務部行政経営管理課	甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁北別館3階	8:30～ 17:00	
峡東地域県民センター	甲州市塩山上塩後1239-1 東山梨合同庁舎		
峡南地域県民センター	南巨摩郡富士川町鰻沢771-2 南巨摩合同庁舎		
中北地域県民センター	韮崎市本町4-2-4 北巨摩合同庁舎		
富士・東部地域県民センター	都留市田原2-13-43 南都留合同庁舎		
山梨県庁別館2階 (やまなし観光推進機構)	甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁別館2階	8:30～ 17:00	土・日を含む。
山梨県行政書士会	甲府市丸の内3-27-5 山梨県行政書士会館	9:00～ 17:00	

(注) 備考欄に注意書きのある場所を除き、土曜日、日曜日及び国民の祝日は配布を行いません。

(2) 受験願書及び試験案内の郵送での配布

ア 配布期間 令和3年7月26日(月)から同年8月20日(金)まで

受験願書及び試験案内の郵送での配布請求期間は、令和3年7月5日(月)から同年8月20日(金)(必着)までです。この期間内に請求があったものについて、上記配布期間に郵送配布します。

イ 配布方法 住所・氏名、郵便番号記載の返信用封筒(角形2号=A4サイズの受験願書が折らずに入る大きさの封筒)に、郵便切手140円分を貼付し、次の宛先まで請求してください。

○ 受験願書及び試験案内の請求先

〒252-0299 日本郵便株式会社 相模原郵便局留
一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

5 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間 令和3年7月26日(月)から同年8月27日(金)まで

イ 受付場所 一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

受験願書及び試験案内が入っていた封筒を使用し、受付期間内に郵便局の窓口で必ず簡易書留郵便で郵送してください。

※ 令和3年8月27日の消印があるものまで受け付けます。

ウ 提出書類 受験願書(顔写真貼付、受付郵便局の日附印のある振替払込受付証明書(お客さま用)の貼付があるもの)

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受付期間 令和3年7月26日(月)午前9時から同年8月24日(火)午後5時まで
インターネットによる受験申込みは、同年8月24日(火)午後5時で終了します。同日午後5時までに入力を完了していないと、接続中(入力中)であっても申込みができなくなりますのでご注意ください。

※ この期間におけるインターネットによる受験申込みは24時間利用可能です。入力方法等手続の詳細については、一般財団法人行政書士試験研究センターホームページにアクセスし、ご確認ください。

【ホームページのアドレス <https://gyosei-shiken.or.jp>】

※ 受付最終日は大変混雑し、インターネットが繋がりにくくなることが予想されますので、余裕を持って早めに申し込んでください。

イ 受験手数料の払込み

(ア) 受験手数料は、クレジットカード(申込者本人名義のものに限ります。)又はコンビニエンスストアで払い込んでください。

(イ) 利用できるクレジットカード

VISA、Master、JCB、アメリカン・エクスプレス及びDiners

(ウ) 利用できるコンビニエンスストア

セブンイレブン、ローソン、ローソン・スリーエフ、ファミリーマート、セイコー

マート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア及びニューヤマザキデイリーストア

(3) 受験手数料 7,000円

受験手数料の払込み方法については、試験案内をご覧ください。なお、払込みに要する費用は、受験申込者の負担となります。

また、一旦払い込まれた受験手数料は、地震や台風等により、試験を実施しなかった場合などを除き、返還しません。

(4) 連絡先（問合せ先）

一般財団法人行政書士試験研究センター

電話番号 03-3263-7700

6 特例措置の実施

(1) 身体の機能に障害のある方等で、車椅子の使用、補聴器の使用、拡大鏡の持込みなど、受験に際して必要な措置を希望される方には、障害等の状況により希望される措置を行うことがあります。なお、申出の時期や障害の内容等によっては希望に沿えない場合もあります。

(2) 受験に際して必要な措置を希望される場合は、受験申込み（「郵送による受験申込み」又は「インターネットによる受験申込み」）をする前に、必ず一般財団法人行政書士試験研究センターまでご相談ください。

7 合格発表の日時及び方法

(1) 日時 令和4年1月26日（水）午前9時

(2) 方法 一般財団法人行政書士試験研究センター事務所の掲示板に合格者の受験番号を公示（掲示）します。なお、公示後、受験者には合否通知書を郵送します。また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<https://gyosei-shiken.or.jp>）にも合格者の受験番号を掲載（掲載開始時間は、合格発表日の午前中）します。

● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により甲府市から聴取した意見について、同条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和三年七月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地 湯村ショッピングセンター 山梨県甲府市千塚一丁目百五十五番一外
- 二 届出の内容 変更
- 三 届出の公告日 令和三年二月二十二日
- 四 意見の概要 交通安全についての配慮
- 五 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 六 縦覧期間 この公告の日から令和三年八月五日まで

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和三年七月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 大和リース株式会社 代表取締役 北哲弥 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三十六号
 - 二 届出の概要
 - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 フレスポ甲府東 山梨県甲府市和戸町字奈良原八百四十四番一外
 - 2 変更した事項
- (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
大和リース株式会社	大和リース株式会社

代表取締役 森田俊作 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三十六号	代表取締役 北哲弥 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三十六号
-------------------------------------	------------------------------------

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社アマノ 代表取締役 天野清春 山梨県甲斐市富竹新田千四百番 外四者	株式会社アマノ 代表取締役 天野晴夫 山梨県甲斐市篠原千四百三十三番 外三者

- 3 変更の年月日 平成十七年八月一日外
- 三 届出年月日 令和三年六月二十二日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和三年十一月五日まで

● 大規模小売店舗を設置する者の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和三年七月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 大和リース株式会社 代表取締役 北哲弥 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三十六号
- 二 届出の概要
 - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 フレスポみのぶ 山梨県南巨摩郡身延町飯富字宮の外二千三百九番二百十外
 - 2 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	大和リース株式会社 代表取締役 森田俊作 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三十六号
変更後	大和リース株式会社 代表取締役 北哲弥 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三十六号

- 3 変更の年月日 令和三年四月一日
届出年月日 令和三年六月二十二日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和三年十一月五日まで

● 土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業（井詰原地区農村地域防災減災事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和三年七月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から令和三年八月四日まで
- 三 縦覧場所 北杜市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和三年八月十九日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和四年一月五日まで

● 土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業（下津金地区農村地域防災減災事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告

に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和三年七月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から令和三年八月四日まで
- 三 縦覧場所 北杜市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和三年八月十九日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和四年一月五日まで

● 土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業（寺沢地区農村地域防災減災事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和三年七月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から令和三年八月四日まで
- 三 縦覧場所 北杜市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和三年八月十九日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和四年一月五日まで

● 土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業（大井ヶ森地区農村地域防災減災事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和三年七月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から令和三年八月四日まで
- 三 縦覧場所 北杜市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和三年八月十九日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和四年一月五日まで

人事委員会

● 令和三年度山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験の実施について
令和三年度山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験を次のとおり実施する。
令和三年七月五日

山梨県人事委員会
委員長 中 島 琢 雄

1 試験職種及び採用予定人員等

試験職種	採用予定人員	職務内容等
行政 (U・Iターン型)	3名程度	県の各機関に勤務し、一般行政事務に従事する。高度の知識・経験を必要とする業務を行う主事相当職又は主任相当職として採用する。
農業土木	1名程度	主に農業農村整備事業に関する企画、設計、施工管理等の業務に従事する。高度の知識・経験を必要とする業務を行う技師相当職又は主任相当職として採用する。

2 受験資格

昭和37年4月2日以降に生まれた者で、次の要件を満たす者

試験職種	要件
行政 (U・Iターン型)	<p>山梨県外に登記簿上の本店を置く民間企業等や山梨県外に本庁所在地を置く公的機関等における正規雇用形態の職務経験を5年以上（令和3年3月末現在）有する者（ただし、令和3年4月1日以降、山梨県内に登記簿上の本店を置く民間企業等に勤務している者又は勤務した経験のある者は除く。）</p> <p>※ 職務経験は、民間企業の従業員、自営業者、公務員等として就業した期間が該当する。</p> <p>※ 「令和3年4月1日以降、山梨県内に登記簿上の本店を置く民間企業等に勤務している者又は勤務した経験のある者」とは、山梨県内に登記簿上の本店を置く民間企業等や山梨県内に本庁所在地を置く公的機関等における正規雇用形態の職員として勤務している者又は勤務した経験のある者であって、アルバイトやパートタイム形態で勤務している者を除く。</p>
農業土木	<p>民間企業等における正規雇用形態の職務経験を5年以上（令和3年3月末現在）有する者（ただし、国家公務員法及び地方公務員法に定めるすべての公務員としての職務経験は含まない。）</p>

<職務経験について（全試験職種共通）>

- ① 「正規雇用形態の職務経験」には、1年以上継続して就業した期間が該当し、職務経験が複数の場合は通算できるものとする。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一の職歴に限るものとする。
 - ・勤務していた事業所における正規雇用形態の職員と週当たりの勤務時間が同じ勤務形態で就業していた期間は職務経験に通算することができる。
 - ・休暇・休業・退職等のため1か月以上継続して勤務しなかった期間（産前産後休暇を除く。）は職務経験から除く。
- ② 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法第13条第1項第4号に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動(当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練を含む。)に1年以上継続して参加した期間は含むことができる。

ただし、次のいずれかに該当する者は、受験できない。

- ア 日本国籍を有しない者

- イ 地方公務員法第16条に該当する者(以下のいずれかに該当する者)
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験案内の配布及び受付期間・時間

(1) 試験案内配布開始日

令和3年7月16日(金)

(2) 受付期間

インターネットによる申込

- ・令和3年8月6日(金)から令和3年8月27日(金)まで
- ・令和3年8月27日(金)は、午後5時15分までに正常に受信したものに限り受け付ける。

(3) 受付時間

期間中、常時受付

4 試験日及び試験会場

区 分	試 験 日	試 験 会 場
第1次試験	令和3年9月19日(日) (受付時間) 午前9時00分から 午前9時20分まで	山梨会場：山梨学院大学 (甲府市酒折二丁目4-5)
		東京会場：都道府県会館 (東京都千代田区平河町二丁目 6-3) ※定員に達した場合、山梨会場 での受験となる。
第2次試験	令和3年10月17日(日)	山梨学院大学 (甲府市酒折二丁目4-5)
	令和3年11月6日(土)又は令和3年 11月7日(日)のいずれか指定する1 日	山梨県立大学 池田キャンパス (甲府市池田一丁目6-1)

※ 試験日及び試験会場は、変更になる場合がある。

※ 変更する場合は、山梨県ホームページ/職員採用サイトで公表する。

5 試験方法

区分	試験種目	内 容	
第1次試験	教養試験 (全試験職種) 〔試験時間120分〕	<p>公務員として必要な一般的知識及び知能について、五肢選択式による高等学校卒業程度から大学卒業程度の難度の筆記試験を行う。</p> <p>・出題数は40題とする。</p> <p>【出題分野】</p> <p>知識分野（20題） （時事、社会・人文、自然に関する一般知識を問う問題）</p> <p>知能分野（20題） （文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題）</p>	
	専門試験 (農業土木) 〔試験時間120分〕	<p>試験職種に応じた専門知識、能力等について、五肢選択式による大学卒業程度の筆記試験を行う。</p> <p>・出題数は30題とする。</p> <p>【出題分野】</p>	
		農業土木	<p>数学、応用力学、水理学、測量、土壌物理、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物、材料・施工、農業機械、農学一般</p>
第2次試験	人物試験	<p>公務員として職務遂行に必要な素質及び適性を有するかどうかについて、適性検査を行う。</p>	
		<p>表現力、積極性、創造性等について、個別面接(2回)を行う。</p>	
	論文試験 〔試験時間90分〕	<p>文章による表現力、構成力、課題に対する理解力等について、記述式による試験を行う。</p>	
資格調査	<p>受験資格の有無、申込書記載事項の真否について、調査を行う。</p>		

※ 第1次試験は、活字印刷文（活字の大きさは10ポイント）により出題する。

※ 第1次試験合格者は、教養試験の得点（農業土木の場合は、教養試験及び専門試験の合計得点）の高い順、最終合格者は、第1次試験、第2次試験の合計得点の高い順に、それぞれ決定する。ただし、次の表に掲げる基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがある。

区分	試験種目	基準
第1次試験	教養試験	得点が配点の3割未満の場合
	専門試験（農業土木）	得点が配点の3割未満の場合

なお、他の試験種目にもそれぞれ一定の基準があり、一つでも基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがある。

※ 最終合格者を決定する際、最終合格ラインに得点と同点の者がいた場合には、第2次試験・人物試験の得点により合格者を決定し、なおも同点の場合は、第1次試験の得点により合格者を決定する。

6 合格者の発表

(1) 合格発表日

ア 第1次試験合格者発表	令和3年10月1日(金)
イ 最終合格者発表	令和3年11月15日(月)

(2) 合格発表の方法等

各試験の合格発表は、県庁の掲示板に受験番号を掲示するとともに合格者に書面で通知する。また、掲示内容は掲示後、山梨県ホームページ/職員採用サイトにも掲載する。

7 給与

採用試験に合格し採用される者の初任給(地域手当を含む。)は、例えば、30歳で民間企業等の職務経験が8年である場合、239,300円程度となる。

なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところによる。

このほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等が支給要件に応じて支給される。

8 その他

(1) 論文試験の課題の出題例は、山梨県ホームページ/職員採用サイトに掲載するとともに、山梨県県民情報センターにおいて閲覧等の用に供するものとする。

(2) 詳細は、「令和3年度山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験案内」による。

● 令和三年度山梨県職員採用試験（就職氷河期世代）の実施について
令和三年度山梨県職員採用試験（就職氷河期世代）を次のとおり実施する。
令和三年七月五日

山梨県人事委員会

委員長 中 島 琢 雄

1 試験職種及び採用予定人員等

試験職種	採用予定人員	職 務 内 容 等
行政	3名程度	県の各機関に勤務し、一般行政事務に従事する。

2 受験資格

- (1) 昭和45年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者
- (2) 令和2年7月27日から令和3年7月26日までの間に正規雇用労働者として雇用されていない者
 - ※ 正規雇用労働者とは、次の①～④のいずれにも該当する労働者をいう。
 - ① 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。
 - ② 派遣労働者として雇用されている者でないこと。
 - ③ 所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じ労働者であること。(週の所定労働時間が30時間未満の場合を除く。)
 - ④ 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されている労働者であること。
- (3) 次のいずれかに該当する者は、受験できないものとする。
 - ア 日本国籍を有しない者
 - イ 地方公務員法第16条に該当する者(以下のいずれかに該当する者)
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験案内の配布及び受付期間・時間

- (1) 試験案内配布開始日
令和3年7月16日(金)
- (2) 受付期間
インターネットによる申込
 - ・令和3年7月26日(月)から令和3年8月16日(月)まで
 - ・8月16日(月)は、午後5時15分までに受信したものに限り受け付ける。
- (3) 受付時間
期間中常時受付

4 試験日及び試験会場

区 分	試 験 日	試 験 会 場
第1次試験	令和3年9月26日(日) (受付時間) 午前8時30分から 午前8時50分まで (受付場所) Y号館前	山梨大学甲府キャンパス (甲府市武田四丁目4-37)
第2次試験	令和3年10月17日(日) (適性検査・作文試験)	山梨学院大学 (甲府市酒折二丁目4-5)
	令和3年11月14日(日) (個別面接)	山梨県庁防災新館 (甲府市丸の内一丁目6-1)

※ 試験日及び試験会場は、変更になる場合がある。

※ 変更する場合は、山梨県／職員採用サイトで公表する。

5 試験方法

区分	試験種目	配点	内 容
第1次試験	教養試験 【試験時間120分】	80点	公務員として必要な一般的知識及び知能について、五肢選択式による高等学校卒業程度の筆記試験を行う。 ・出題数は50題とする。 【出題分野】 社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈
第2次試験	人物試験	140点	公務員として職務遂行に必要な素質及び適性を有するかどうかについて、適性検査を行う。 表現力、積極性、創造性等について、個別面接(2回)を行う。
	作文試験 【試験時間60分】	20点	文章による表現力、構成力等について、記述式による試験を行う。
資格調査	—	—	受験資格の有無、申込書記載事項の真否について、調査を行う。

※ 第1次試験は、活字印刷文(活字の大きさは10ポイント)により出題する。

※ 第1次試験合格者は、教養試験の得点の高い順、最終合格者は、第1次試験、第2次試験の合計得点の高い順に、それぞれ決定する。ただし、次の表に掲げる基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがある。

区 分	試験種目	基 準
第1次試験	教養試験	得点が配点の3割未満の場合

なお、他の試験種目にもそれぞれ一定の基準があり、一つでも基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがある。

※ 最終合格者を決定する際、最終合格ラインに得点が同点の者がいた場合には、次の順序に従って最終合格者を決定する。

ア 第2次試験・人物試験の得点の上位者

イ 第1次試験の得点の上位者

6 合格者の発表

(1) 合格発表日

ア 第1次試験合格者発表 令和3年10月8日(金)

イ 最終合格者発表 令和3年12月3日(金)

(2) 合格発表の方法等

各試験の合格発表は、県庁の掲示板に受験番号を掲示するとともに合格者に書面で通知する。また、掲示内容は掲示後、山梨県／職員採用サイトにも掲載する。

7 給与

採用試験に合格し採用される者の初任給（地域手当を含む。）は、約192,000円（令和3年4月1日現在）である。

初任給は、学歴その他採用前の経歴により一定の基準で加算される。

なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところによる。

このほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等が支給要件に応じて支給される。

8 その他

(1) 教養試験の例題及び正答番号並びに作文試験の課題の出題例は、山梨県／職員採用サイトに掲載するとともに、山梨県県民情報センターにおいて閲覧等の用に供するものとする。

(2) 詳細は、「令和3年度山梨県職員採用試験（就職氷河期世代）試験案内」による。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番